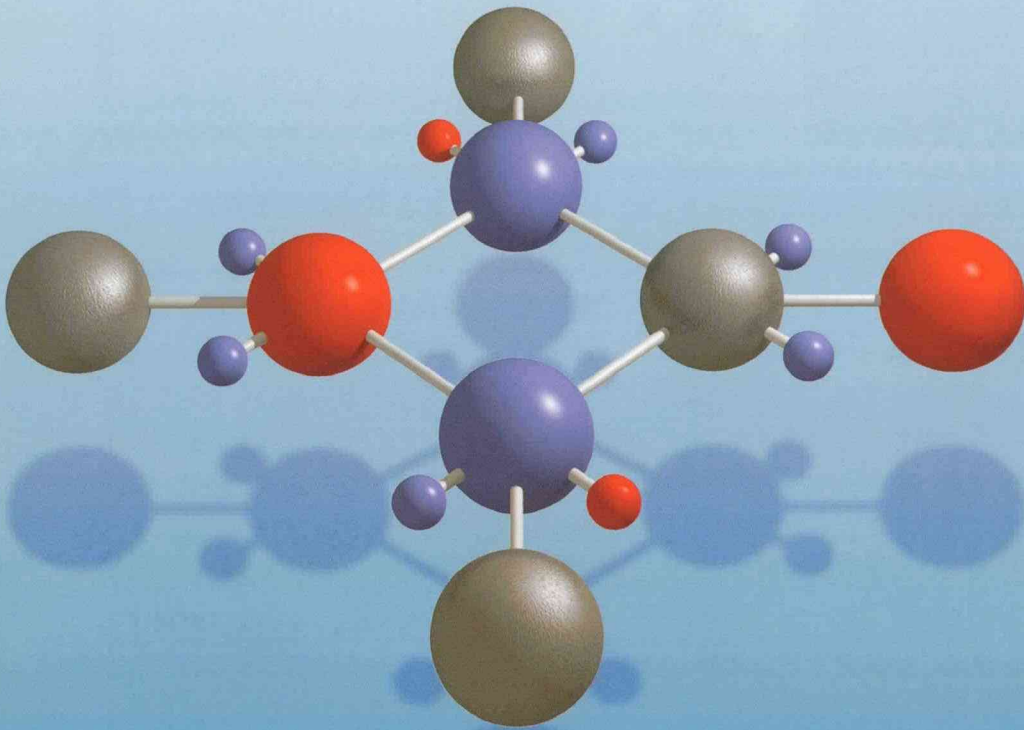


自治研報 かながわ

1997
4

No.58
(通算122号)



◆ 軍用地強制使用の実態

◆ 「特措法」改正は新たな「琉球処分」だ

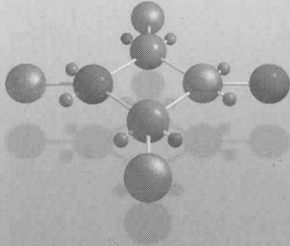
社団法人 神奈川県地方自治研究センター



自治研 かながわ

1997
4

No.58
(通算122号)



◆ 「特措法」改正は新たな「琉球処分」だ
◆ 「軍用地強制使用の実態」

神奈川県地方自治研究センター



もくじ***CONTENTS

駐留軍用地特別措置法 「特措法」改正は新たな「琉球処分」だ……………	1
渡部 允 (ジャーナリスト)	
沖縄県土地収用委員会の公開審理にみる 軍用地強制使用の実態……………	18
渡部 允 (ジャーナリスト)	

「特措法」改正は 新たな「琉球処分」だ

渡部 允 (ジャーナリスト)

1、沖縄を忘れた日米「新同盟」

4月25日、ワシントンで行われた橋本龍太郎首相とクリントン大統領の会談は、日米の「新たな同盟関係」をスタートさせることになった。

日本側はこの会談を、日米安保を「アジア太平洋の安定装置」とした昨年の日米安保共同宣言（再定義）を肉づけするもの、と位置づけていた。橋本首相は会談前に、「在日米軍の削減を協議する考えはない」と明言していたのである。

米側も、当初から「同盟関係の強化が狙い」（オルブライト国務長官）としていた。

実際、会談では沖縄の米軍基地問題について、米側の「センシティブ（敏感）に対応する」ことは確認したものの、新たな方向は何も示されなかった。つまり、沖縄が望んでいた米軍兵力の削減には、ひとつも触れられず、逆に、米国のアジア太平洋戦略の要である約10万人の米軍兵力につ

いて、有事対応を中心とした「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）を見直すことが約束されたのである。

この秋までには、米軍への後方支援などを規定した、日本側の新たな負担を強めるガイドラインが策定されることになる。

こうした中で、沖縄が懸念している「米軍基地の固定化」が、ますます強まっていくことになるだろう。

日米間の懸案である沖縄の米軍基地の縮小問題。それは、そのまま橋本内閣の言う「内政の再重要課題」である筈なのだが、日米首脳会談では、沖縄を置き去りにしたまま、米国の対中戦略をキーワードとした「新同盟」だけが、歩き出してしまったのである。

この会談の結果について、大田昌秀・沖縄県知事はホノルルで、次のように語っている。

「橋本首相は、兵力削減問題を持ち出してくれるのではないかと、五分五分の期待を持っていただけに残念だ。ただ、これ

までも米副大統領や国防長官らが公式な形で「兵力削減はない」と言い続けてきたので、ある程度は覚悟していた。私たちに残されたのは、自分たちの手でアメリカの国民世論に訴え、沖縄の現状に理解を求めることだけだ。今回の（自分の）訪米では、過去になく理解が進んでいる、との手ごたえを得た。やり方は、間違っていないと思う」

沖縄の米軍基地の整理・縮小と、兵力削減を求めて訪米していた大田知事は、その帰途、ハワイへ立ち寄ったが、たまたまこの時、ワシントンでは日米首脳会談が開かれていたのである。

大田沖縄県知事の「五分五分の期待」を裏切って、橋本首相が「在日米軍の削減を求めない」と断言した裏には、訪米前に圧倒的多数の賛成でまとめた「駐留軍用地特別措置法の改正」と、沖縄に駐留する米海兵隊の、県道104号線越え実弾砲撃訓練の本土5ヵ所への分散移転に決着をつけた自信がうかがわれる。

橋本首相にとって「特措法」改正は、訪米前に片をつけなければならない大きな宿題であった。

2、「ぎりぎりの選択」とは何か

「特措法」改正の提案に際し、橋本首相は「日米安保条約上、米軍に対する基地、施設の提供の責任がある。5月15日を使用権原（根拠）なしに迎えることはできない。国益としても取るべき道ではない。ぎりぎりの選択で、暫定使用という必要最少限の措置を内容とする法案提出に踏み切った」

と述べていた。

しかし、その内容は「憲法で保障された財産権を踏みにじるものだ」とか、「スポーツの試合の途中で、ルールを一方に有利なものに変更するに等しい」と言われるようなものであった。ましてや「必要最少限の措置」でもなかったし、「ぎりぎりの選択」でもなかったのである。

改正のねらいは、土地の使用期限が切れた後の、暫定使用制度を創設する点にあった。

都道府県の収用委員会に、使用認定の裁決を申請した後は、収用委の認定がない場合でも、半年ごとに土地所有者の損失を補償する金額を供託すれば、国は暫定使用できるようになる。

これによって、5月14日で使用期限が切れる嘉手納飛行場など12基地・施設の一部約36ヘクタールが、15日以降も使用できることになる。また1996年4月から使用権原を失ったまま、いわば国が不法占拠している読谷村の楚辺通信所（象のオリ）の一部用地（知花昌一さん所有地）についても使用可能にしよう、というものであった。

「試合途中でのルール変更」とか「不遡及の原則に反する」と批判されるゆえんである。

なかでも特徴的なのは、収用委が申請を却下した場合の規定を新たに設けたことである。収用委が判断できるのは、使用期間や補償額などだけで、使用の是非の実質審議はできない、と政府は説明してきた。

しかし、土地収用法には申請内容に誤りがあった場合などには、却下できる規定がある。このため、政府側は「万が一に備えて盛り込んだ」（防衛施設庁幹部）と言っ

ている。

だが、現在沖縄県収用委員会に裁決申請され、公開審理が行われている嘉手納飛行場など13基地・施設のなかでは、那覇防衛施設局は土地所有者を間違え、生存している本来の権利者を、「死亡」している同姓同名の人の所有地として申請してしまった。しかも、当該土地をその家族に相続させる代理登記をして、強制使用手続きをしていた、という不手際が指摘され、同収用委で問題になっている。

公開審理では「却下に相当する申請内容の重大な誤りである」と、土地所有者から問われている。こうした杜撰な強制使用手続きをカバーするために、強引に「ルールを変更した」と言えなくもない。これによって、収用委の権限は大幅に縮小されることになる。（『登記簿殺人事件』といわれている沖縄県収用委員会の公開審理の内容は後述する）

改正「特措法」では、もし収用委で却下された場合、建設相に不服審査請求をすることになるが、その間も暫定使用できると定めている。建設相が却下を取り消せば、収用委での再審理での判断も拘束するとしており、二重に安全弁を用意した形になっている。

知事や収用委が審理を引き延ばしても、また収用委が申請を却下しても「政府は、永遠に土地を暫定使用できる」（共産党）ことになる。しかも、その「暫定使用」についての「適用期間」が区切られていないのである。

本来、権利の制約は、その期間などが明確に定められなければならない。しかし、「特措法」はその点をあいまいにしたまま

改正されたのである。

政府は、「特措法」改正は全国を対象にしたもので、沖縄以外の自治体でも同様のことは起こり得ると説明する。

確かに「特措法」は、沖縄の本土復帰前の1952年（昭和55年）に制定され、本土で過去50件に適用されている。しかし、62年に相模原市の米軍家族住宅を強制使用したのを最後に、沖縄県以外では適用されていない。

改正法の「附則」には、既に使用期限が切れたケースでも「暫定使用」ができるように定めてあり、そのような国の「不法占拠」は、読谷村の楚辺通信所（象のオリ）以外にはないことをみれば、これは、実態として沖縄県をターゲットとし、その抵抗権を奪うことをねらいとしたものにほかならないのである。

憲法95条は、特定の自治体だけに適用される特別法は、住民投票で過半数の同意を得なければ制定できないとしている。「沖縄県だけを対象とした法律ではない」と政府は強調するのだが、この説明は説得力を欠いている。

このような「特措法」に対し、日本弁護士連合会（鬼迫明夫会長）は「きわめて違憲性の強い改正案と評価せざるを得ない」とする声明を発表した（4月3日）。

声明は「特措法はそれ自体、憲法の前文や9条の平和主義との関連で問題がある。さらに今回の改正案は、厳格な手続きを経ないで国民の財産権の制限を可能にし、第三者の審理・判断を必要とする現行の土地収用法を根本から否定するものだ」と厳しく批判した。

この「特措法」改正案提出に際し、大田

沖縄県知事は「実質的に沖縄だけに適用されることに、県民の間に差別的と受け取られる状況があり、誠に遺憾だ。なぜ、弱い立場の沖縄だけにシワ寄せをするのか。安保が大事だというなら、その責任は全国民で負担をきちんと負うべきだ。国会では、沖縄の土地の強制使用の歴史や憲法の財産権とのからみで、妥当かどうか、真剣に議論してもらいたい」と語っていた。

3、沖縄を忘れて「保保連合」へ

だが、そのような大田知事の願いもむなしく「特措法」改正案は、政権の枠組みをにらんだ政党間協議で早々とその成否が決まってしまった。国会での審議は、沖縄の土地の強制使用の歴史や憲法の財産権について「真剣に議論」したと言えるものではなかったのである。

圧倒的多数で「特措法」改正案を成立させたいと望む橋本首相は、連立政権の枠組みを無視して、新進党の小沢一郎党首と手を結んだのである。いまの与党の枠組みでは、「国の存立基盤にかかわる」（橋本首相）安全保障関連の重要政策には対応できない、と読んだのでろう。そこには、閣外協力の形で橋本政権を支えている社民党への不信感があったことも見逃せない。

一方、自民党と新進党の内部では「保保連合」構想が、中曽根康弘元首相を中心に画策されていた。橋本・小沢会談も、実は中曽根元首相らの根回しによるものであった。

4月2日の夜、屋良朝苗・元沖縄県知事の県民葬から帰った橋本首相は、官邸で小

沢氏と3時間半に及ぶ会談をした。途中、酒も出たという。この会談で「特措法改正に関する自民・新進両党の合意事項」が作られ、「特措法」改正案は圧倒的多数で成立することが保証された。

政局は沖縄問題から「保保連合」、「政策別連合」の動きへと、大きく転換していった。このとき既に、沖縄は置き去りにされていたのである。

だが、こうした政党間協議の裏には、首相官邸と自民党執行部の間で、激しい権力闘争が展開されていた。圧倒的多数を理由に、新進党との協調を目指した橋本首相や梶山静六官房長官らに対し、加藤紘一幹事長、山崎拓政調会長、野中広務幹事長代理ら自民党執行部が、激しく対立したのである。特に「自社さ」の連携を重視する自民党執行部は「保保連合」に活路を求めた小沢一郎新進党党首や中曽根康弘元首相らの考え方に真っ向から対立した。が、結局加藤氏ら自民党執行部は「合意拒否を貫けば首相との全面戦争になる」（幹部）として譲歩せざるを得なかった。

しかし、この対立劇は、国民に2つの国家観があることを見せつけた。国の安保か、沖縄の負担減か、という論議の中で、同じ改正賛成論者でも「保保連合」派はおおむね「国家」を主とし、「個人」や「地域」を従とする考えを示した。これに対し、一方の「保保連合」に反対する側は、あまり序列をつけるべきではないという考え方に立っていたのである。政治は、国政が何よりも優越するという考え方と、さまざまなレベルの合意形成が重要であるとする民主主義観の違いでもあった。

中曽根氏や小沢氏は、土地収用を国の責

任で行えるようにする抜本改正論に立っていた。「国家統治、国家の意思で厳然として（法改正を）まとめることが大事。国家のために大局的に行動せよ」（中曽根氏）との主張である。これに対して加藤氏は、「中曽根氏は『国家』と言うが、私は『国民』と言いたい。最初に国家ありき、という前提で考えるのか、国民の生活や幸せを積み上げて考えていくのか、という違いがある」と反論している。いずれにしても国家観の大きな対立である。

「特措法」改正案を「3分の2を超える圧倒的多数で通したい」（梶山官房長官）とする「保保連合」派の旗頭でもある中曽根氏は、3月25日に都内の料理屋で開かれた議員在職50年を祝う会の席上、「改正案の採決は、20票、30票差ではだめだ。大連合につながるような構想を進めている。橋本君、梶山君、小沢君は了解済みだ。創価学会の秋谷（栄之助）会長にも話をつけた」と語っている。

これに対し、後藤田正晴元官房長官は、「2、30票差だから、いい。米国に日本の現状を正しく伝えられる。新進抜きで成

立できるなら、それでいいんじゃないか」と話していた。のちに、野中広務幹事長代理は「改正特措法の採決は、ある種の緊張感と謙虚さが必要だと考えた。特に在日米軍の削減をめぐる日米交渉を考えても、まだまだ沖縄問題の処理は大変なんだ、という印象を米国に与える『カード』を橋本首相は持つべきだと思っていた」と語っている。

「保保連合」派と「自社さ」の連携を重視する自民党執行部は、「特措法」改正案の成立に至る戦術についても大きな違いを見せていた。97年度予算案が衆院を通過した3月初め、自民党執行部は当初、米軍兵力の削減協議で米政府から言質を取れば社民党も賛成すると踏んでいた。（3月末加藤執行部は社民党への説得を断念する）

その一方で、衆参両院で「社民抜き」での過半数獲得工作も展開する両面作戦をとっていた。

しかし、その頃、小沢氏はオルブライト国務長官と会談。米側が海兵隊の削減に応ずる気配はないとの印象を強め、いずれ自社の距離が広がると感じていた。

特措法改正に関する自民・新進両党の合意事項

- ① 日米安全保障条約は、我が国の安全保障を確保するという国の根幹にかかわるものであるという共通の認識に立ち、政府が同条約上の義務の履行に最終的責任を負う。
- ② 在沖縄米軍基地問題は、日米の関係を円滑にし、絆（きずな）を強化するとともに、沖縄県民の負担を全国民が担うという考え方に基づいて解決すべきである。
- ③ 沖縄の基地の使用にかかる問題は、県民の意思を生かしながら、基地の整理・縮小・移転等を含め、国が最終的に責任を負う仕組みを誠意をもって整備するものとする。

同じように、橋本首相は2月末、官邸でオルブライト国務長官と朝食を共にした時「日米安保条約を断固守り、基地使用を無法状態にすることはない。たとえ、政権の組み替えや首相の交替はあっても」と、言い切っていたのである。こうした伏線の上に「特措法改正に関する自民・新進両党の合意事項」が生まれたのである。

こうして衆院9割、参院8割という「圧倒的賛成多数」での可決、成立という図ができあがった。「賛否が伯仲していたら、対米関係、沖縄との関係で非常にやりづらい状況になっていた。圧倒的多数で可決することで沖縄振興策もやりやすくなった」と、橋本首相は語っている。しかし、改正法が成立して、首相周辺から漏れてくるのは「沖縄のために全力投球という空気はなくなるのではないか」という声である。

首相は「これほど時間をかけての論議を私は知らない」とも語っている。衆参合わせて50時間に及ぶ審議だったが、法改正への賛成の数ほどには、国会審議は沖縄からの問いかけに答えていなかったように思える。

4、削除された「翼賛会」批判

圧倒的多数へ向けて政党間協議ができていたとはいえ、国民の権利を大幅に制約する「特措法」改正案に、衆院では9割、参院では8割の議員が賛成し、可決する、というのは異常である。この法案に対する各政党の対応は、別掲のようであった。

以上のように共産党と社民党を除く「保保大連合」の構図ができてしまっていたの

である。

社民党は、4月8日の臨時常任幹事会で「特措法」改正案は、「ルールの一時的変更」などとする党見解をまとめ、反対を決定した。だが、不思議なことに①自民、さきがけ両党との与党3党の枠組みから離脱しない、②採決で党議拘束しない、という2点も併せて確認したのである。これでは何のために党の態度を決定したのかわからない。特に、採決に際し、党議拘束しないというのなら、いまさら党としての態度を決定することはないのではあるまいか。

このため、衆院の安保条約土地使用特別委員会の委員である沖縄出身の上原康助氏（沖縄3区）は、委員会採決のギリギリまで悩み続け、結局「反対」した。党が「反対」の方針を決めていたにもかかわらず、上原氏は「反対だけで代案を示さないのはよくない。法的空白を生じさせるべきではなく、われわれの主張を入れさせる方法もあった」と、党の方針を批判していた。そうした態度から「造反」して「賛成」に回るのではないかと思われていたが、最後は「県民の声が反映されないままの法改正は無念」として「反対」したのである。まさに、苦渋の選択であったろう。

わからないのは、民主党も同じである。

「5年間の時限立法とする」独自の修正案を提出し、これが否決されたら政府原案に賛成するという、異例の対応を決めたのである。もっとも同党は、自民党との事前の協議で「沖縄県民の思いを踏まえ、在沖縄米軍をはじめ在日米軍の兵力構成・レベルについては、日米両政府間での協議に努めさせる」などの5項目で合意していた。

民主党が要求した沖縄駐留海兵隊の削減

「特措法」改正案に対する各政党の対応

	[賛否]	[コメント]
自民党	○	日米安保上の義務遂行
新進党	○	国の権限で基地用地を確保する法整備を急ぐ
民主党	○	時限立法化の修正案提出
共産党	×	財産権侵害など憲法違反
社民党	×	与党は離脱せず
太陽党	○	在日米軍の配置、構成に関する日米協議
さきがけ	○	法的空白を回避すべきだ

(注) ○は政府原案に賛成、×は反対。太陽党は正式決定していない

に直接言及していないが、「沖縄県民の思い」などの表現が入ったことを評価しての対応決定であった。だが、こんな抽象的な表現で、民主党が要求した沖縄駐留海兵隊の削減が実現すると思ったら大まちがいである。

結局、最初から筋を通していたのは共産党だけ、ということになる。政権に恋々とする社民党を含め、各党が、「保保連合」へ、「政策別連合」へと、大きく傾いていた。「特措法」改正の国会審議は、大田知事が希望した「沖縄の土地の強制使用の歴史や憲法の財産権とのからみ」などは論議されなかった。そのことは、大田知事自身もだれよりも敏感に感じとっていたのではなからうか。だからこそ大田知事は「ものごとにはタイミングがある。その結果に何らかの影響を与えるような状況のときには意義がある。だが、もう決まってしまう場合には、言うことがいいのかどうか」と述べて、衆院特別委員会での参考人陳述を断わったのである。

いずれにしても、衆院議員の9割の賛成によって、沖縄からの「問いかけ」は葬ら

れてしまった。まったくの異常事態である。

このことに危機感を抱いた衆院安保条約土地使用特別委員会の野中広務委員長（自民党幹事長代理）は、衆院本会議での「特措法」改正案審議についての委員長報告の際、最後に、「一言、発言をお許してください」として、圧倒的多数が賛成した状況をとらえ「大政翼賛会のようにならないように」と警鐘を鳴らした。

「特措法」改正案を可決した4月11日であった。

この発言は、2つの点で注目を集めた。1つは、「政策別連合」とはいえ、大多数が1つの「束」になってしまうことの危険性を国民は早くから敏感に感じ取っていたこと。もう1つは、野中氏が自民党執行部の1人として、橋本首相、梶山官房長官、そして中曽根元首相らが画策した「保保大連合」派との間で、激しい権力闘争を展開していたことであった。多くの国民が、1番目の点で野中氏の発言を支持した。

しかし、大政翼賛会的な政治状況に警鐘を鳴らしたこの発言は、国会議事録から削除されてしまうのである。衆議院規則には

委員長報告では「自己の意見を入れてはならない」と定めてある。これを楯に取った新進党から「衆院規則違反だ」とクレームがつき、自民党が応じた結果、4月15日の衆院議院運営委員会の理事会で、議事録からの削除を決定したのである。

これが、「言論の府」である筈の国会の実態なのである。自分たちに不都合な発言は、規則や慣例を持ち出して抹殺しようとする議員の習性は、地方議会でも同じである。

のちに野中氏は「9割という熱風のような賛成の結果、防衛問題で橋本政権はやはり米国の言いなりなのか、という印象を沖縄県民に与えかねないな、と不安になった。

私が体験したあの古い時代の再現だけは困るという気持ちになってきて、後で削除されようが懲罰されようが、特に若い世代の議員の方々に自分の思いを伝えておきたいと思った」と語っている。野中氏は、同じ旧竹下派の中でも「反小沢」の闘将で知られる。ことし71歳の政治家である。

後味の悪い「特措法」改正劇の中で、唯一、野中氏の発言が清涼剤のような印象を与えた。それほど、今回の国会審議が政権の枠組みをにらんだ政党間協議に終始していたのである。委員会や本会議の審議は、単なる通過儀礼と化していたのである。

野中氏の衆院本会議での発言（要旨）

一言発言をお許しいただきたい。私は昭和37年、沖縄を初めて訪問した。

（沖縄戦で）わが郷里（の京都出身者）から2500人余りの死亡者を出した宜野湾市嘉数に慰霊塔を建てたいと考えての訪問だった。そのとき乗ったタクシーの運転手が立ち止まって「あの田んぼのあぜ道で私の妹が殺された。アメリカ軍じゃないんです」と言って泣き叫び、車を動かすことができなかった。その光景を忘れることができない。

この法律が日米安保体制堅持の新しい一歩を印すとともに、たいへんな痛みと犠牲と傷を負ってきた沖縄の復興の新しいスタートになりますように、そして今多くのおみなさんの賛同を得て成立しようとしているが、どうぞ、この法律が沖縄県民を軍靴で踏みにじるような、そんな結果にならないようにそして、古い苦しい時代を生きてきた人間として、今回の審議が、どうぞ再び大政翼賛会のような形にならないように、若いみなさんをお願いをしたい

5、沖縄に対する「認識の落差」

「この法律が沖縄県民を軍靴で踏みにじ

るような、そんな結果にならないように」という野中広務氏の発言には、沖縄県民の「思い」がくみとられている。だが、このように沖縄を考えている国会議員の数は少ない。

日米安保という、国家の根幹にかかわる

問題の前には、沖縄という一地方の、住民の財産権など問題ではないと考える議員の方が、はるかに多いように思える。そうした思考はいろいろな発言に現れてくる。

たとえば、新進党の西村眞悟氏（大阪17区）の発言である。西村氏は4月10日、衆院安保条約土地使用特別委員会で質問に立ち、「（沖縄県の）2つの新聞社、反戦地主の幹部の下にある新聞社が発行する新聞で沖縄の心がマインドコントロールされ、言論が封殺されている」と述べている。

ちなみに、西村氏は5月6日、日本と中国、台湾の間で領有権が問題となっている尖閣諸島の魚釣島に「日の丸」を掲げて上陸し、米国からも批判されるなど、国際的に物議をかもしている人物である。

特別委での西村氏の発言に対し、同じ新進党の白保台一氏（沖縄1区、旧公明）は同党代議士会で「沖縄県民は長い間の抑圧の中で人権意識が高いから、みんな大変に怒っている」と抗議している。肝心の西村氏は、同特別委に出席中で、本人からの弁明は聞かれなかった。このことは、国会議員の沖縄と本土の「意識の落差」を改めて浮き彫りにした。

そればかりではない。県民感情を逆なでするものとして、白保氏は我慢できなかったのであろう。

その白保氏と、同じ沖縄県選出の仲村正治氏の2人は、4月8日、衆院安保条約土地使用特別委員会で「特措法」改正案を厳しく批判した。仲村氏は、沖縄戦で家族5人をなくした体験を語りながら、「沖縄県収用委員会の審議に関係なく暫定使用できるとなれば、ブレーキのきかない自動車も同然だ。行政の暴走をコントロールできな

くなる」と批判した。

白保氏も「収用委の審議中に改正案を持ち出したことに、沖縄では不信が大きく渦巻いている」と迫った。

久間章生防衛庁長官が経緯の説明の中で一昨年の米兵による少女暴行事件に触れると「必ずこの事件を持ち出して（手続きが遅れたことを）そのせいにする。なぜそうした問題が出てくるのか。基地があるからじゃないか」と反発した。

新進党は、橋本・小沢会談による合意で改正案への賛成を決めている。沖縄選出のこの2人の質問は、いわば党の方針に「造反」するものであった。白保氏は、衆院本会議で「特措法」改正案を採決する際、新進党でただ1人反対した。仲村氏は、改正案の時限立法化を主張してきた経験から、民主党提出の修正案に、党方針に反して賛成、政府案採決では党方針に従って賛成、という微妙な態度をとった。政府案の内容に「無念だ、悲しい」と憤りながら「立法院の一員として違法状態は認められない」と述べている。こうした「造反」に、党執行部も「特別の事情に当たる」として、処分できなかった。

沖縄に対する「認識の落差」は、自民党にもみられた。

「特措法」改正案が参院で可決、成立した4月17日、参院本会議場傍聴席では読谷村の楚辺通信所（象のオリ）の一画に土地を所有し、政府に不法占拠されている「平和のための読谷村実行委員会」代表・知花昌一さんら反戦地主21人が、議事を妨害したとして約3時間拘束され、その後、国会法に従って麹町署に威力業務妨害容疑で逮捕された。

この事件について、18日の自民党役員連絡会では「民主主義への挑戦だ」などと批判が相次いだ。その矛先は、傍聴人が入場する際の「紹介議員」に、与党・社民党の議員が7人いた点にも向けられ「与党責任者会議で追及する」という声も飛び出した。

その後の記者会見で、村上正邦参院幹事長が「与党に（議事を）妨害した人の紹介者がいることは、ゆゆしき問題だ。紹介議員も、オレは知らんよ、ではすまない」と息巻けば、参院国会対策委員長の上杉光弘氏も「今後、紹介議員の名前を記載した札をつけてもらったかどうか」と語った。

このような発言は「特措法」改正で社民党が反対に回ったことへの不満を、間接的にぶつけた形でもあった。村上氏は沖縄問題をめぐる「自社さ」3党の合意も引き合いに出し「合意で参院社民党に変化が出ると思ったら（賛成への変化は）うかがえなかった。何のための合意か」と噛みついていった。

だが「民主主義への挑戦」は、憲法を無視し、強引にルールを変更して「特措法」改正案を提出した政府、それを圧倒的多数の「翼賛会」方式で可決、成立させた議会の方にあるのではないか。

東京地検は19日、威力業務妨害容疑で逮捕された知花昌一さんらを、処分保留のまま釈放した。知花さんと反戦地主会会長の照屋秀伝さんは、記者会見して「沖縄県民の気持ちを無視し、民主的な手続きを経ていない」と「特措法」改正案の国会審議を批判し、今回の逮捕の不当性を訴えた。

法成立の瞬間に、傍聴席から立ち上がって「土地泥棒するな」、「土地は渡さないぞ」と抗議した知花さんは「法改正に賛成

する議員は笑いながら、ヤジを飛ばしていた。彼らが沖縄の将来を決定する法律を作っているのかと思うと『土地泥棒』と叫ぶざるをえなかった」と語っている。

「再び大政翼賛会のような形にならないように」と警鐘を鳴らす発言を議事録から削除し、「封殺」した反面で、特別委員会では、「反戦地主の幹部の下にある（2つの）新聞社が発行する新聞で、沖縄の心がマインドコントロールされ、言論が封殺されている」と暴言に近い発言をする。

傍聴席での発言は、確かに不穏当である。

だが、それによって、議事が進行しなかったわけではない。つまり「民主主義への挑戦」と言うほどの重要な問題ではなかったのである。むしろ「言論の府」にあるまじき発言や「笑いながら、ヤジを飛ばす」議会の審議の方が「民主主義への挑戦」であり、衆院の9割、参院の8割という圧倒的多数による改正特措法の成立の方が、翼賛会的であり、「民主主義の危機」なのである。

6、国会決議を執行すべきだ

「沖縄県民の米軍基地の過重負担に対する諸施策が極めて不十分だったことを反省し、沖縄の心を心として厳しく受け止め、問題解決に向け最大限の努力を払う」

4月22日、衆院はこのような内容の「沖縄の基地問題に関する国会決議」を賛成多数で採択した。決議は、①在沖縄米軍基地の整理・統合・縮小・移転などに全力で取り組む、②アジア太平洋地域の米軍の兵力構成の在り方を含む軍事態勢について、日

米間の協議を進める、③総合的かつ実行性のある大胆な改革を含めた沖縄振興策を講ずる、ことなどを求めている。

この決議に対し、共産党は「特措法改悪を免罪しようとするものだ」として、反対した。

沖縄米軍基地問題に関する決議は、沖縄返還協定を審議した1971年11月の国会で決議した「沖縄米軍基地縮小に関する決議」以来である。決議のタイトルでもわかるように、国会は26年前に、今回よりはもっと強い決意を表明して、沖縄米軍基地の縮小を約束していたのである。だが沖縄では、基地の縮小どころか、固定化の方向に進み、米軍基地があることによる犯罪が、後を絶たないのである。そして政府は、国会決議そのものも忘れていた。

1995年に起こった米兵による少女暴行

件で高まった県民感情と「基地の整理・縮小」を支持した昨年9月の県民投票、米軍用地強制使用の代理署名を拒否した大田知事の抵抗。こうした動きを後ろ楯として、橋本首相は米側から普天間飛行場の返還をとりつけた。26年間、放っておいた国会決議を、遅ればせながらやっと少し、実現させたわけである。だが3月末に開かれた与党党首会談では、橋本首相は土井たか子社民党党首に対し「普天間飛行場の返還が私の限界だ。それで不十分というのなら、ご批判は甘受する」と言っている。

沖縄の抵抗を事実上封ずる今回の「特措法」改正の見返りとして、国会は参院でも沖縄基地問題に関する決議を採択し、改正案を審議した衆院安保条約土地使用特別委員会も付帯決議をした。

衆院安保条約土地使用特別委員会の付帯決議（要旨）

- 1、日米特別行動委員会（SACO）の合意事項の着実かつ迅速な実施を確保するため最大限努力する。最重要課題の1つとして米軍基地の整理・統合・縮小等の沖縄に関する問題に引き続き全力で取り組む。
- 1、日米安保条約の義務をわが国全体で果たすため、沖縄への過重な負担の軽減を図るよう最大限の努力を払う。
- 1、アジア情勢安定のための外交努力を行い、米軍の兵力構成を含む軍事態勢について継続的に米政府と協議する。
- 1、在日米軍の演習、直轄工事に対しては、国内法令の趣旨を尊重し、人権の保護、自然環境の保全のためなお一層努力するよう申し入れる。
- 1、沖縄が基地依存型経済から脱却することを目指し、沖縄政策協議会で集約しつつある振興策を着実に推進する。
- 1、在沖縄米軍基地の整理・統合・縮小、返還跡地の有効利用の促進、沖縄振興策等の実施に当たっては予算措置に特段の配慮を講じる。

しかし、改正「特措法」を成立させてから、ご機嫌をとるような形で決議を採択したところで、沖縄の現状は変わるものではない。「沖縄県民の米軍基地の過重負担に対する諸施策が極めて不十分だったことを反省し」、「沖縄の心を心として厳しく受け止める」ならば、「特措法」を改正することではなく、まず米軍基地の整理・縮小に取り組むべきではなかろうか。冷戦終結後の日本を取り巻くアジア情勢は、米国が懸念するような緊張関係にあるわけではないと思う。米国の言いなりになることが、同盟国・日本の役割ではない筈である。逆に、米国の言いなりになっている日本の態度そのものが、周辺の国際的な緊張関係を高めることにもつながっている。日本はアジアの国々の意見を、もっと謙虚に聞くべきである。

いずれにしても、国会決議がうたっている「問題解決に向け最大限の努力を払う」ことが必要だ。

国会決議を「絵に画いた餅」にしないよう、何が問題解決なのか、沖縄の意見を尊重することが必要である。

今後の沖縄問題にどう取り組むか。国会決議ばかりでなく、自民党を中心とした与党や、自民・民主といった組み合わせの中でも、合意事項がまとめられている。改正「特措法」の成立に伴って、まさに「雨後の筍」のような沖縄対策ばかりである。

まず、自民、社民、さきがけの与党3党は、改正「特措法」が成立したのを受けて与党沖縄問題懇談会を開き、米軍基地問題に関する「3党新合意事項」をまとめた。

「特措法」改正で亀裂が入った3党体制を再構築し、今後も維持していくことをね

らいとしたものであった。

新合意の内容は、①本土への移転も含め米軍基地の整理・統合・縮小に向けてさらなる積極的努力を行う、②基地周辺環境保護の徹底、軍事演習の周辺地域への影響の最小化について改善が得られるよう政府に要請する、③アジア太平洋地域における米軍の兵力配置などについて日米間の協議を進めるよう政府に要請する、④近隣諸国に与党3党の代表団を送り、東アジア地域の安全保障問題について対話を進める、などとなっている。

一方、自民党の山崎拓政調会長と民主党の仙谷由人政調会長は、沖縄振興策の拡充などを盛り込んだ両党間の5項目合意の具体化や、実施状況を点検する「沖縄問題協議会」を設置することで合意した。

「特措法」改正に賛成した民主党が、米海兵隊の削減問題などを協議するため、自民党に設置を求めていたものである。沖縄県の代表から意見を求めたり、合同調査団を派遣するなどを検討している。

このように、国会決議をはじめ与党を中心とした沖縄問題への取り組みが、目白押しだが、要は沖縄が希望している米軍基地の縮小をどんな形で実現できるか、ということである。決議や合意事項の中には、必ず「米軍基地の整理・統合・縮小に向けての努力」がうたわれているが、いままでの「沖縄県民への過重な負担を軽減する」道は、米軍基地の縮小以外にはないのである。

「特措法」改正に賛成した圧倒的な力でこれらの決議や合意事項の実現を果たすべきである。それが「衆院9割、参院8割」の責任ではあるまいか。

7、新たな「琉球処分」

改正「特措法」を成立させた後、衆院安保土地特別委員会の野中広務委員長と各党理事らは、4月21日、沖縄県庁で吉元政矩副知事と会談した。野中氏は米軍用地特別措置法改正に関して「県民の批判は十分承知しているが、米軍用地を安定的に確保することは、わが国全体の国益に必要不可欠で、やむをえない選択だった」と理解を求めた。

これに対し、吉元副知事は「基地問題では強権的に行われてきた経緯があり、国の一連の対応に、県民の中に「またか」という声が出るのは自然だ」と指摘し、さらに「国政の場で、東アジア平和の努力をしてもらいたい」と要請した。

問題なのは野中氏の発言の中にある「米軍用地を安定的に確保することは、わが国全体の国益に必要不可欠」という言葉である。この言葉の意味は、わが国の国益のためなら、沖縄県民に過重な負担をかけても仕方がない、ととれる。改正「特措法」を圧倒的多数で成立させた「保保連合」には根底にこの考え方がある。その代表選手が中曽根康弘元首相だが、「特措法」改正で橋本首相と手を握った小沢一郎新進党党首には、中曽根氏と共通の認識がある。

小沢氏の主張には、①基地内の期限切れになった民有地を暫定使用する、などはいかにも小手先である、②安全保障は「国」の大事なのだから、そもそも基地用地を県収用委員会が左右すべきではなく、本来は「国」の仕事である、というものであった。

そうした主張が、自民党との合意文書の中にも現れている。第3項の「基地の整理・縮小・移転などを含め、国が最終的に責任をもって整備する」というものである。

根底にこうした流れがあって、今回「翼賛会」的な成立につながったのである。つまり、中曽根氏が言う「国と地方は違う。情を振り払い、国家統治の原則を確立しなければならない。暫定使用はやむをえないが、いずれ国家意思を厳然と決定しなければならない」という思想である。

米軍に安定的に基地を提供することは、日米安保上の義務を果たすことである。

これは、わが国全体の国益であるから、「本来国が執行責任を負うべき性格のものである」と橋本首相も国会答弁で繰り返していた。

このような国益優先論から、また沖縄が犠牲になった。新たな「琉球処分」である。

沖縄の歴史は、国益優先による犠牲の歴史でもある。

その経過を、振り返ってみよう。

「琉球処分」の数え方は多様である。それだけ沖縄の「痛み」は多かったとも言えよう。明治政府による1879年（明治12年）の廃藩置県を「第1の琉球処分」として、1972年の沖縄返還（祖国復帰）を「第2の琉球処分」とする考え方。

また、遠く1609年（慶長14年）までさかのぼって、薩摩・島津藩の侵略を「第1の琉球処分」とし、廃藩置県を「第2の琉球処分」、第2次大戦中、沖縄を本土の「捨て石」とした大本營の作戦を「第3の琉球処分」。そして戦後、本土を独立させることと引き替えに、沖縄を米国の軍政にゆだねてしまった1952年（昭和27年）の講和条

約締結を「第4の琉球処分」、「第5の琉球処分」は、72年の沖縄返還である。「核抜き、本土並み」が約束されたこの返還では密約説もあり、基地の態様は本土並みどころではなかったのである。

こうして数え上げると今回の改正「特措法」成立は、「第6の琉球処分」ということになる。「琉球処分」はいつまで続くのであろうか。沖縄は常に、国益のために「処分」され、「分断」され、「差別」されてきた。

「琉球処分」の歴史をふりかえる

もう少し詳しく、歴史に入ろう。

薩摩・島津藩による沖縄支配は、植民地支配であった。薩摩は「掟15条」を骨子にして沖縄支配の手綱をしっかりと握り、見せかけの「自治」を許したのである。そのうえで琉球王国を偽装独立国に仕立て、中国と貿易を行わせ、その利益はすべて収奪し、一方では藩威を強大にみせるため、あくことなく沖縄を利用した。

「薩摩世」以後、沖縄の「自治」は、本土の中央権力によっていかに侵略されたかの歴史であった。

1853年（嘉永6年）にはペリーの黒船が来航、武力で脅したうえ、土地測量を強行し、危うく米国支配に置かれるところであった。

明治政府による廃藩置県、実は、これが「琉球処分」となるのだが、これだって本土各県より8年も遅れて実施され、その内容は、まさに「処分」そのものであった。

その結果、沖縄に対する政治的、民族的な「差別」が生まれた。それは、日清戦争

から日露戦争、そして太平洋戦争最後の戦闘となった沖縄戦に至るまで「同化政策」や「皇民化教育」として流れ続け「ひめゆり部隊」や「鉄血勤皇隊」などという美名のもとに、沖縄県民を「醜の御楯」へとかりたてていったのである。その沖縄戦では県民の6人に1人が犠牲になった。中央政府による政治的な差別は「南洋道の新設問題」や「分島問題」などにも現れている。

「南洋道の新設問題」は、1908年（明治41年）に起こった。中央政府から関税の納入を迫られた植民地の台湾総督府は、その不足分を沖縄県の収入で賄おうと考え、北海道に対する「南洋道」を新設して、沖縄を台湾総督府の直轄地にしようと企てたものであった。この運動には、当時の代議士らが動いていた。

「分島問題」はそれより前の1880年（明治13年）、まさに廃藩置県の「琉球処分」が行われている最中の出来事であった。

これは、日清間の国際交渉の中で起こった。沖縄を2分し、宮古・八重山を清国に譲り渡し、これらの先島と沖縄本島の間の日清間の国境線を設ける。清国はその見返りとして日清修好条約を改正し、日本に欧米並みの最恵国待遇を与えようというものであった。

「南洋道の新設問題」といい、「分島問題」といい、本土政府がいかに沖縄を軽視し、差別していたかがよくわかる。

しかも、琉球処分の過程では、日清間に沖縄の帰属問題が起こったとき、明治政府は、沖縄の人種、言語、習慣など「日本」との共通性を論拠に、沖縄が日本国の一部であることを主張しておきながら、「分島問題」では最恵国待遇という「国家的」利

益のためには宮古・八重山をあっさりとして清国に譲渡することもあえて辞さなかったのである。

沖縄が政治的に問題にされるとき、そこには必ず本土の「国家的」利益、つまり国益が引き替えとされてきた。沖縄は本土政権の外交の面で、常に取り引きの材料として利用されてきたのである。本土のこの姿勢は、昔も今も変わりなく続いている。今回も「米軍用地を安定的に確保することはわが国全体の『国益』に必要不可欠で、やむをえない選択だった」というのである。

沖縄にとって「国益」とは何であったのだろうか。沖縄は、その「国益」に参加することにも、差別されていた。

ちなみに、沖縄に「県制」が施行されたのは、本土他府県より20年も遅い1909年(明治45年)であった。「国政」への参加は本土より22年遅い1912年(明治45年)である。しかも、このときの国政参加は、宮古・八重山を選挙区から除く、という特別制度で認められ、他府県並みになったのは、1920年(大正9年)になってからであった。

このような歴史の中で、沖縄戦を迎えるわけである。本土を守るための「捨て石」に、という大本営の作戦は、まさに、国益優先論である。それから続く米軍支配。基地用地は米軍の「ブルドーザーと銃剣」で取り上げられたままなのである。

そして、いまから45年前の1952年(昭和27年)4月15日、日本は独立することと引き替えに、沖縄県民にひとことの相談もなく本土から切り離し、異国の、しかも軍政にゆだねてしまった。沖縄は永らく、この日を「屈辱の日」としていた。

「沖縄を分断してくれるな」と当時90

万県民の72パーセントに達する署名を集め、祖国復帰の請願をした県民の意思を無視したまま、吉田茂首相(当時)は「欣然として」講和条約に調印した。

対日平和条約の第3条には、こう記されている。

「日本国は、北緯29度以南の南西諸島……を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする」

こうして沖縄は、戦後も、独立という本土の国益のために、日本から「捨て」られてしまったのである。北緯27度線が、沖縄と本土を分断する境界線となった。それから27年間。沖縄と本土の行き来にはパスポートが必要であった。沖縄では「日の丸」は揚げられず「星条旗」がひるがえっていた。

「沖縄が本土復帰しないかぎり、日本の戦後は終わらない」という名言を残した佐藤栄作・元首相は、その言葉どおり沖縄の返還を実現させた。しかし、1972年(昭和47年)5月15日の復帰の日に、日米両政府で交わされた米軍基地の使用条件に関する合意書(「5・15メモ」)を見るかぎり基地の様子は決して「本土並み」といえるものではなかった。

米軍基地をめぐる沖縄の苦悩は、その後も何一つ解消されずに続いている。こうした沖縄の歴史を見てくると、今回もまた改正「特措法」によって「国益」の美名のも

とに、米軍支配当時と変わらぬ軍用地の強制使用が続くことに、沖縄県民はいつまで耐えるのであろうか。そのことに、政府をはじめ「翼賛会」的多数で可決、成立させた議員たちはどう答えようというのであろうか。

8、沖縄を含めた「国益」を

橋本首相は昨年春、クリントン米大統領と安保共同宣言を行い、日米安保体制に新たな位置づけを与えた。いわゆる安保再定義である。4月末にワシントンで開かれた両首脳会談はこれをさらに進め、両国は防衛協力指針（ガイドライン）の改訂作業を本格化させることにした。米軍への武器や弾薬の補給、民間の空港や港の提供、機雷除去のための自衛隊の掃海艇の派遣など、日本の後方支援の役割が、初めて検討課題となった。

東南アジア諸国からみたこうした日米安保体制の最大の問題点は、これが仮想敵と米国の軍事力のみによるアジアの危機管理を想定した冷戦型の軍事同盟の枠を崩していない、という点である。地域紛争を解決する手段として、アジアの多国間安保機構での外交をめざす東南アジア諸国には、日米安保体制は時代に逆行するものと映っているようだ。

ことし1月、東南アジア諸国連合（ASEAN）を訪れた橋本首相は、シンガポールで「日米安保は、アジア太平洋地域の安定と繁栄のための公共財」と演説した。

また、日米安保が「特定の国に向けられたものではない」と強調もしている。だが、

マレーシアのマハティール首相は、その後の『朝日新聞』との会見で「日本が、アジア地域以外の国との軍事同盟を必要とするなら、それは地域内のどこかを仮想敵としている」と警告している。そして「日米安保のほこ先には、アジアの潜在脅威である中国の拡張主義がある筈」（ベトナム政府当局者）という見方もある。

フィリピンには「10万人という米軍勢力は、アジアにおける米国の権益を守るための一方的な抑止力を維持するだけで、それがアジア全体の安全保障の確保を意味するものではない」と分析する学者もいる。

いずれにしても、域外大国との2国間同盟では大国の利益に流されてしまう、という考え方だ。そのために、東南アジア諸国は多国間安全保障機構による外交をめざそう、というのである。

今後のアジア太平洋地域の安全保障を考えるうえで、日本はこうした東南アジア諸国の考えを十分に参考にすべきではなからうか。アジアに10万人規模の兵力を維持するという安保政策を立案した元国防次官補のジョセフ・ナイ氏ですら「朝鮮半島での脅威がなくなれば、沖縄の海兵隊のような大部隊は必要ない」と発言している。橋本首相は、米国の言いなりになっているのではなく、こうしたアジアの国々の主張や情勢分析に耳を傾けるべきである。そして、アジアの平和、安全保障のために、日米安保といった軍事体制ではなく、日本が単独で何ができるかを明確にすべきであろう。その中で、現状での沖縄の米軍基地の在り方が妥当であるか否か、考えてほしい。日本の国益というのは、沖縄県を含めた国益なのである。沖縄の犠牲の上に、日本の国

益があろう筈がないことを、はっきりと認識すべきである。

「安保が大事だというなら、その責任は全国民で負担をきちんと負うべきだ」

沖縄県の大田知事は、こう言っている。

(注) 本稿は、次の新聞や文献、資料を参考にしてまとめた。

*新聞=朝日、神奈川、読売、毎日、沖縄タイムス、琉球新報。

*文献=永積安明著『沖縄離島』(朝日新聞社)

金城正篤著『琉球処分論』(沖縄タイムス社)

沖縄タイムス社編『沖縄大百科事典』

*資料=沖縄県収用委員会『公開審理記録』

*論文=拙著『沖縄-日本人の心の距離』(『中央公論』1969年7月号)

拙著『沖縄は処分されたか』(『中央公論』1971年2月号)

沖縄県土地収用委員会の公開審理にみる

軍用地強制使用の実態

渡 部 允 (ジャーナリスト)

1、却下された強制使用申請

沖縄県土地収用委員会（兼城賢二会長）は、嘉手納基地内に土地を共有している一坪反戦地主を、防衛施設庁が同姓同名の別人と取り違え、その遺族を相手に強制使用手続きを申請していた問題について、5月9日に開いた臨時会で「土地所有者の誤認は、手続きの重大な瑕疵にあたる」と判断、土地収用法に基づいて、この遺族分の裁決申請を却下した。

駐留軍用地特別措置法（特措法）に基づく申請が却下されたのは、これが初めてである。

しかし、改正特措法の規定では、たとえ申請が却下されても、施設局が建設大臣に再審査請求すれば、暫定使用が認められることになっており、法改正の問題点が改めて論議を呼ぶことになりそうである。

問題の土地は、約1000人の一坪反戦地主

が共有する嘉手納基地の、滑走路そばにある約575平方メートル。

那覇防衛施設局は、所有者である静岡県清水市の新聞販売所経営・石原正一さんを1986年に交通事故で死亡している同姓同名の別の男性と間違え、その遺族4人に相続登記をして、昨年3月、裁決申請していた。

反戦地主会は今年3月、このミスを発見。沖縄県土地収用委員会が実施した第2回の公開審理（3月12日）の席上でこの事実を指摘し、那覇防衛施設局に釈明を求めている。

一方、真正の地主である石原正一さんも県収用委に裁決申請の却下を求める申立書を提出している。

裁決申請の却下を決めた県土地収用委の当山尚幸会長代理は「土地の所有者の確定作業など、当然やるべきことがなされていない」と国の手続きを厳しく批判した。

「所有者を間違えて登記した場合は、土地収用法上、却下できるという理論が主流だ。どなたがみても公平・公正な結論との

自信がある」と述べている。

沖縄県土地収用委員会は、那覇防衛施設局が米軍用地の強制使用について裁決申請した13施設、土地所有者3085人、面積36.3ヘクタールについて、3回にわたって公開審理を行った。

この公開審理の中で、反戦地主会側は防

[公開審理の内容]

- ◆ 第1回公開審理 2月21日(金) 宜野湾市の沖縄コンベンションセンター
収用委員出席者 兼城賢二会長ほか6委員
意見陳述者 起業者代理人(防衛施設局施設部長・坂本憲一)
土地所有者 代理人を含め10人
審理参加者 那覇防衛施設局16人、土地所有者及び関係人 826人、傍聴人 426人、計1266人(代理人を含む)
- ◆ 第2回公開審理 3月12日(水) 沖縄市民館
収用委員出席者 兼城賢二会長ほか6委員
意見陳述者 起業者代理人(防衛施設局施設部長・坂本憲一)
土地所有者 代理人を含め19人
審理参加者 那覇防衛施設局16人、土地所有者及び関係人 595人、傍聴人 140人、計751人(代理人を含む)
- ◆ 第3回公開審理 3月27日(木) かでな文化センター
収用委員出席者 当山尚幸会長代理ほか5委員
意見陳述者 起業者代理人(防衛施設局施設部長・坂本憲一)
土地所有者 代理人を含め11人
審理参加者 那覇防衛施設局15人、土地所有者及び関係人 63人、傍聴人 169人、計814人(代理人を含む)

2、防衛施設局の間違いを指摘

反戦地主会が、防衛施設局の間違いを指摘したのは、3月12日に開かれた第2回公開審理の意見陳述の中であった。

第1回公開審理では、裁決を申請した防衛施設局側が、①申請理由、②申請に至るまでの手続きの経緯、③裁決申請対象土地、④使用期間、などの説明をし、土地所有者

衛施設局が土地所有者を取り違えた問題を「登記簿殺人事件」として明らかにした。

これに対し、防衛施設局は釈明するが、反戦地主会側がさらに反論するなど、事件の内容は、双方のやりとりの中で次第に明らかになっていく。

がそれに反論したが、その内容は日米安保条約と米軍基地との関係、日本国憲法と財産権、一坪反戦地主運動の在り方、などが中心であった。

第2回公開審理では、反戦地主会が事前に土地収用委に提出した防衛施設庁側に対する求釈明を中心に、地主側と施設局側が具体的に1問1答する形で進められた。

問題の防衛施設局のミスは、反戦地主会側の最初の意見陳述で明らかにされた。

双方のやりとりの中で、施設局が主張す

る調査の信憑性が、地主側の反論によってだんだんと薄れていく様子は迫力がある。

筆者は、沖縄県土地収用委員会がまとめた公開審理の記録全文を入手したが、その中から、土地所有者取り違え事件の部分を選抜して紹介する。抜粋の中で、カッコ内に（注：）として挿入されている部分は、筆者が加えた注釈である。

〔第2回公開審理の記録から（抜粋）〕

3月12日（水）沖縄市民館
（午後1時30分 開会）

○兼城会長

皆さん、こんにちわ。本日は、第2回の公開審理に大勢の方にご参集いただき、本当にありがとうございます。

（注：この後、出席収用委員の紹介、審理の進め方について説明）

平成9年3月11日に、土地所有者の代表の方から申し入れのあった、嘉手納飛行場に係る土地所有者の誤りがあったことへの取り扱いについては、当収用委員会は、起業者那覇防衛施設局からの調査結果などを見てから検討してまいりたいと考えております。

つきましては、本日の審理では、この土地所有者に係る土地についての個別的・具体的な審理を差し控えたいと思います。

本日の審理の進め方ですが、土地所有者の方々から、平成9年3月3日付けで収用委員会に申し立てがあった求釈明及び起業者那覇防衛施設局からの釈明をお聞きし、その後、土地所有者からの施設ごとの個別的・具体的な意見をお聞きしたいと思います。

（注：この後、進行について収用委からの具体的な注文を述べる）

それでは、初めに石原正一さんに対する裁決申請についての説明が、池宮城紀夫さん、三宅俊司さん、両人から、10分ほどの説明が

あるようでございますので、説明を受けたいと思います。時間を厳守していただきたいと思います。

それでは、お願いします。

○土地所有者代理人（弁護士 三宅俊司）

嘉手納の1坪反戦地主の弁護士の三宅です。嘉手納基地の中にある土地について、1人、石原正一さんの土地が、別の人の土地として強制使用手続きがとられている。この経過について説明するとともに、施設局に対して、求釈明をしたいと思います。まず、石原正一さんという方は昭和62年3月30日受付で、本件土地の所有者となっていました。ところが、防衛施設局は平成8年10月24日付けで使用裁決を原因として、次のとおりの代理登記をしています。

〔石原正一持分全部移転。平成8年10月25日受付。原因、昭和61年9月19日相続〕昭和61年9月19日に、昭和62年3月30日にこの土地を取得した石原正一さんが死亡して、奥さんと子供たちがこの土地を相続したということで、相続登記がなされています。

しかしながら、石原正一さんは、現在もお元気です。この一坪反戦地主会の会員である石原正一さんは、防衛施設局によって登記簿上、殺されてしまいました。一坪反戦地主会の事務局の長嶺哲君は、この事件を称して『登記簿殺人事件』と言っています。まさに、そのとおりだというふうに思います。

ところが、この間違いは、意図的に間違えたのではないかと疑われるような間違いの仕方をしています。登記所に対して防衛施設局は、職権で登記囑託をしています。

この囑託によりますと、石原正一さんの最後の本籍・大曲町、最後の住所・大曲町、登記簿上の住所・江尻東というふうなことが書かれています。なぜ、江尻東の登記簿上の住所があった人が、最後の住所として大曲町に移ったのか、その経過については何も触れら

れていません。しかも、登記所に提出された資料、戸籍・除籍謄本及び住民票を証する書面は還付したということになっていて、これらの相続を証明する関係書類は一切、施設局が持ち帰っています。今、登記所に残っているのは、施設局が自ら調査したと言われている相続関係説明図と登記申請書1枚だけです。このようにまったく素人でも分かるような調査をまったくしていないで、なされています。

昭和62年に登記したのは、これは一坪反戦地主会の事務局長の城間勝が代理人として登記していますけれども、この時はちゃんと住民票が付いています。この住民票によりますと、生年月日、大正6年3月15日という記載があります。これさえ調べておけば、亡くなられた方が本人でないことははっきりするわけです。亡くなられた方の相続関係図によりますと、亡くなられた方の生年月日は、昭和16年1月1日です。昭和16年1月1日に生まれた方、61年9月19日に亡くなられた方を、大正6年3月15日の方と間違えたということです。

これは、決して軽微な瑕疵ではありません。明らかに重大な瑕疵であります。しかも、当事者を明らかに間違えているわけですから、このような重大な瑕疵はないというふうに考えます。

石原正一さんは、運転免許を事務局のほうに送られてきたんですが、そのときに、同じ日に亡くなられた方の、今回、登記上の権利者として誤認された人の亡くなられたときの新聞記事を持っておられました。この方は、自分が元気なのに、間違えて自分のところにお悔やみがくるので、たまたまこの記事を持っていたのですけれども新聞記事で交通事故で亡くなられた石原正一さんと間違えて、手続きが進んでいたということになります。

施設局に対して、1つは、どういう手続き経過、どういう調査によって石原正一さんを

間違えたのか。

まず、石原正一さんを間違えていると認識しているのか、認識していないのか、これについて明らかにしていただきたいと思います。

本件手続きについて進めている石原正一さんと、本来の所有者の石原正一さんが同一人物であるのか、違うのか、これについて答えていただきたいと思いますけれどもその点についてだけでも、答えてください。どうでしょうか。

(「施設部長、答えろ」と言う者あり)

答えられませんか。

答えられないのだったら、次の……答えてください。まず答えてください。違うのか、違ってないのか。

どうでしょうか、収用委員会のほうからも違っているか、違ってないのかだけでも答えるように、促していただけませんか。

○兼城会長

那覇防衛施設局の方、これに対してお答えできるんでありましたら、お答えしていただきたいと思います。簡単に結構でございますから。

○起業者代理人（那覇防衛施設局施設部長坂本憲一）

起業者代理人、那覇防衛施設局施設部長の坂本憲一でございます。

本件につきましては、大至急、事実関係を調査中であります。

他方、真正な所有者の確認には、ある程度の時間を要することもご理解願いたいというふうに思っております。

○土地所有者代理人（弁護士 三宅俊司）

分かりました。現在も調査中であって、まだ分からないという発言でしたけれども今朝、なんと6時20分に、朝の6時20分に石原

正一さんのお宅に、横浜防衛施設局総務部施設課長ですか、菅沼利幸さん、同じく那覇防衛施設事務所所長、北山正利さん、この2人が本日、朝6時20分から6時55分、上記2名と従者2名、計4名の方が来訪、話し合いました。

菅沼氏が主に話しました。すべてテープに録音しましたので、速達便で送ります。来訪の趣旨は陳謝でした、ということになっています。今日現在、あなたは事実関係についてまだ調査中で分からないと言いました。このテープを明らかにして、本日現在、施設局が既に明らかになっていることを、取用委員会に対して明らかにしていきたいと思いません。

次に、この調査に当たって、どういった資料に基づいて調査をしたのか、これについても手続きの中で明らかにしていただきたいと思えます。

これについての、調査についての1つは、本人か本人でないかの確認もまだできていないという話ですが、それに留まらず、どういった方法で事実関係の調査をしたかも含めて、調査をしていただきたい。その結果については、報告していただきたいというふうに思えます。

本件のような、地主を明らかに間違えた手続きについては、これは本件裁決申請そのものを防衛施設局は誠意をもって対応するというのであれば、350番の土地全部について取り下げをすべきであると考えます。明らかに所有者の違う土地について裁決申請手続きをとっているわけですから、この裁決申請手続きはまず取り下げたうえで誠意をもった態度を示すべきであります。また、明らかに別の所有者に対して、本来の所有者でない所有者に対して、申請手続きがとられているわけですから、この裁決手続きそのものが無効であるというふうに考えます。

それから、釈明のもう1点は、本件、亡く

なられた石原正一さんを対象にして手続きが進められていったのは、どの時点から進められたのか。

当初の使用認定申請の段階から、使用認定申請に当たって添付される関係書類についても、亡くなられた石原正一さんの相続人を対象としてやっているのか、どうなのか。

それから、使用認定手続きにあたって亡くなられた石原正一さんを相手にしてなされているのか、どうなのか。

裁決申請手続きに当たってはどうか。手続き1つ1つに当たって、どのような名称でこの手続きをとられているのかについても、明らかにしていただきたいと思えます。

昨日、日本テレビのニュースの番組の中で「誤りがあるのであれば、補正をしなければならない」というコメントが流れました。私たちは、今回の手続きが補正によって治癒されるようなものではなく、明らかに違法であり、この手続きは裁決手続きそのものが却下されるべきであるし、あるいは取り下げられるべきであるというふうに考えます。

さらに、この手続きは使用認定手続きそのものも違法でありますから、使用認定手続き3上の経過がたっています。そうしますと、この認定手続きそのものが1年以内に使用裁決申請をしなければならないという要件に欠け、この350番に対する使用認定申請はできない状況、使用認定手続きは既に失効しているというふうに考えます。

どのような理由をとっても、この350番の土地には手続きをやり直さないといけない。使用認定からやり直さないといけない。そういう状況になっているというふうに考えますので、ぜひ今の状況について、取用委員の先生方からもぜひ、明確な資料に基づいて事実関係を調査するように、釈明していただくようお願いいたします。

○兼城会長

これについては、収用委員会としては事実を調査して、防衛施設局に対して事実の調査を要求して、また収用委員会としての態度を決定いたしますので、この問題はこのへんで終わって、次に、本日のいわゆる日程であります求釈明について、お願いしたいと思いません。

まず、土地所有者から、よろしく願います。

(注：この後、18人の土地所有者及び代理人からの質問に答える形で審理。略)

3、不明確な施設局側の回答

以上のような反戦地主会の指摘に対し、防衛施設局からの回答は、第3回の公開審理で行われた。

施設局側は、土地所有者を間違えたことは認めたものの、なぜ、そのようなミスをしたのかについての説明では、かなり不明確なものがあった。特に亡くなった石原正一さんの遺族の、本件土地に対する考え方の陳述では、土地所有者側に反論される一幕もあった。

[第3回公開審理の記録から(抜粋)]

3月27日(木)かでな文化センター
(午後2時 開会)

○当山会長代理

皆様、こんにちは。午後2時となりましたので、これより那覇防衛施設局長から、平成8年3月29日付けで裁決申請及び明渡申請申し立てがあった伊江島補助飛行場、ほか12施設に係る第3回公開審理を開催いたします。

何点か、最初をお願いとお詫びがございませぬ。本日は、兼城会長がまだ入院中のため、私、会長代理の当山(注：尚幸)が審理の進行を務めさせていただきをお許しいただきたいと思いません。

(注：この後、出席した収用委員の紹介、審理の進め方についての注意事項あり。略)

まず、平成9年3月25日付け地権者の誤りに係る再求釈明申立書の求釈明をお聞きしたいと思いません。これにつきましては、3名が陳述されます。島田正博さん、松永和宏さん、三宅俊司さんでございませぬ。

まず、島田さんから願います。

○土地所有者(島田正博)

どうもこんにちは。ただいま指名されました島田正博でございませぬ。私は、嘉手納に土地を持つ一坪反戦地主の1人でありませぬ。わけあって、前回の公開審理は出席できませぬでした。それで、後で報道等を見ながら、審理の詳しい過程を自分なりに理解したつもりでありませぬ。

前回の公開審理の前に、地主の取り違いの件について、静岡県に住む石原正一さんの件について、一坪反戦地主会のほうで記者会見を行い、公開審理の場でもその旨起業者側に釈明を申し入れてきたところでありませぬが、私は、この石原正一さんの件を見たときに、かなりびっくりしまし、1人の権利をよもや勝手に国のほうが、その生きている当の本人を抹殺して、当然、肉体的な抹殺ではありませぬ。登記簿上の抹殺でありますけれども、そのようなことをして、勝手に遺産相続などをする、こんなことはあり得ないだろう、これはわれわれのほうの間違ひではないだろうか、こう思ったわけでありませぬ。

ところが、よくよく考えてみますと、防衛施設局はこの強制使用の手続きの過程で私のところにも一度も願いに来たこともありませぬ。私に面会を申し込んできたこともありませぬ。

ません。突然、私の土地の強制使用手続きに入ってしまったわけであり、こちらのほうが面くらってしまうようなことがたびたびあったわけです。

こういうふうには、過去3回の強制使用手続きの過程でも、防衛施設局の手続きの方法というのは、ものすごく安易なやり方をしていて、本当にこんなことをして法的にきちっと整合性のあるものになっていくんだろうかという危惧はずっともっていたわけです。この間、何を頼りにしていたかと言えば、既に結論ありきと思われるような公開審理の状況、私もずっと公開審理に立ち会ってきていますが、ときには防衛施設局の職員に守られながら、非常口から脱出をしていく収用委員の姿を見たことがあります。ときには、警察権力を舞台裏にひそませて、いつ打ち切るかというふうな準備をして、突然警察権力が舞台に乱入してくる。そして、私たちの仲間が不当に逮捕されたり、あるいは怪我をしていくこういった公開審理も見してきました。その過程で、国と収用委員会というのはどこかで1つ口裏を合わせながらやっているのかなど。われわれ地主の声は届かずに、いつでも自由に私たちの財産権を侵して、米軍基地のために土地を奪うことができるのかなど、こういう無念さでいっぱいでありました。

今回、過去の公開審理の有り様を批判して、きちっとした公開審理を行っていく。2度と、過去あった公開審理の有り様があってはならないという会長の談話を新聞で見たときは、ほっとすると同時に、これで実質的な公開審理が保証されるのかなど。ということは、同時に防衛施設局が強引に進めてきた手続き上の瑕疵についても暴露されていくんだろうと、こういう期待でいっぱいでありました。

そこで、今回の石原正一さんの件について、私たちの仲間の弁護士の三宅俊司さんが、前回のこの公開審理の会場で、具体的な釈明を求めています。そのとき、起業者側は「まだ

調査がっていない。具体的には大至急事実関係を調査中であります。他方、真正な所有者の確認にはある程度の時間を要することもご理解願いたい」ということで、明確な答弁を避けております。

そういう意味では、きちっとした調査をして、この公開審理の場で全体の前に正確な情報を伝える、それだけの猶予は当然あってしるべきだ。さすがは国だなと。よくよくいい加減なことは言わずに、ちゃんと調べて答えましょうと、こういうことを言っているんだなというふうに理解をしております。

そこで、十分な調査時間があつたと思いませんので、前回、こういうことをおっしゃっているわけですから、調査結果の報告をまず国のほうから受けたいと、こういうふうに考えております。よろしく願います。

○当山会長代理

ご苦勞様でした。求釈明事項というのが6点ほど出ておりましたけど、それをすべて答えてほしいという趣旨でしょうか。

○土地所有者（島田正博）

再求釈明やっである問題もありますのでそれでは国の釈明になりますけれども、改めまして私のほうから再釈明を求める事項について、読み上げて提案をしたいと思います。

1つ、施設局は当事者を間違えていることを認めるのか、否か。

2つ目に、当事者の調査方法としては、どのような方法をとったのか、具体的にお知らせ願いたいと思います。

さらに3点目に、石原〇〇さん（注：公開審理記録には名前が記載されているが、ここでは秘す）らに対しては、どのような調査をしたのか。具体的に電話で確認をしたのか、出向いて行って、ちゃんとお尋ねをしているのか、そういったことがあるのかどうか。さらに、それはいつの時点で行ったのかという

ことについても、具体的にお教え願いたい。

そして、静岡県の清水市にお住まいの方ですけれども、その清水市に対して、初めて住民票を請求したのはいつの時点であるのか。

さらにそれは、公用できちっと公文書を発送して、お願いをして取ったのか。この申請した日付、そしてどなたの住民票を申請したのか。石原正一さん、お2人のどちらの方のものを請求したのかということですね。

さらに裁決申請に当たっては、2度目に申請をしたそのとき、防衛施設局は誰の名義の住民票を請求したのか。

最後に、当初住民票を請求した後、再度住民票を請求するまでにどのような調査をしたのか。間違いに気づいてからどういう対策をとってきたのかということも含めて具体的に、公開審理に参加をしているみんなが、これだったらよく分かるというふうに、具体的な分かりやすい言葉を使ってお答え願いたいと思います。

ひとつよろしくお願いします。

○当山会長代理

はい、ご苦労さま。それでは施設局、釈明をお願いします。

○起業者(那覇防衛施設局施設部長 坂本憲一)

起業者代理人、那覇防衛施設局……

(注：場内より発言する者多数あり)

○当山会長代理

静かにしていただけますか。求釈明をちゃんと聞かないと、地主も意見をちゃんと述べられないと思いますよ。よく聞いたほうがいいと思います、いかがですか。

それでは、施設局、よろしくお願いします。

○起業者(那覇防衛施設局施設部長 坂本憲一)

起業者代理人、那覇防衛施設局施設部長坂本憲一でございます。以下、職名・氏名は略

させていただきます。

まず、石原正一さんの件でございますが平成9年3月12日の第2回公開審理でご指摘がありました、登記名義人石原正一氏を同姓同名の別人の方と取り違え、その法定相続人を土地所有者として手続きをとっていたことについて、次のとおり真の土地所有者1名が判明いたしました。本件につきましては、平成9年3月21日付文書をもって、取用委員会に対しまして疎明書及び土地所有者確認の事実関係、経緯を提出しております。

個別にお答えを申しあげます。

まず、施設局は当事者を間違えたことを認めるのかとの事項について回答いたします。

調査、確認した結果、登記名義人の石原正一(しょういち)氏を同姓同名の別人である石原正一(まさかず)氏と取り間違えその法定相続人を土地所有者として手続きをとったことが判明いたしました。

2番目でございます。当事者の調査方法としてはどのような方法をとったのかの事項について、回答いたします。

中頭郡嘉手納町字東野理原 350番の土地を管轄する那覇地方法務局嘉手納出張所に備えつけの土地登記簿で、権利の移動状況の調査を確認したところ、住所、清水市江尻東〇丁目〇番〇号(注：公開審理記録には、番地が記載されているが、ここでは秘す)、氏名、石原正一氏が、新たな所有者として所有権移転登記をしていたことから土地所有者が居住している清水市から住民票等の交付を受け、その土地所有者の住所の移動及び存命の有無を確認しております。3番目でございます。石原〇〇さん(注：公開審理記録には名前が記載されているが、ここでは秘す)らに対してどのような調査をしたのか、直接会いに行き調査をしたことがあるのか、どのような話をしたのか、いつか、との事項について回答いたします。

清水市役所から送付された住民票除票によ

り、石原正一さんが死亡したと受け止めその法定相続人を調査するため、同市から同人の戸籍謄本の交付を受け、確認しましたところ、法定相続人は石原〇〇さんほか3名であることが判明いたしました。

なお、平成8年7月26日、契約説得で自宅を訪問するまで直接会ったことはございません。

4番目でございます。清水市に対して初めて住民票を請求したのはいつか、公用で取ったのか、申請したのはいつか、また、誰の住民票の申請をしたのかとの事項について、回答いたします。

昭和62年9月中旬、土地登記簿記載の住所を管轄する清水市役所に対して、登記名義人の氏名、石原正一氏及び住所、静岡県清水市江尻東〇丁目〇番〇号を記載して公用で交付依頼いたしました。

5番目でございます。裁決申請にあたって2度目に申請したのはいつか、誰の名義の住民票を請求したのかとの事項について回答いたします。

当局は、土地所有者全員の住所の移動状況を毎年調査しておりますが、裁決申請をするに当たっては、平成7年2月に清水市役所等に対し、石原〇〇さんほか3名の住民票の交付申請をしております。

6番目です。当初、住民票を請求した後再度住民票を請求するまでにどのような調査をしたのかとの事項について、回答いたします。

当局は、土地登記簿記載の住所を管轄する清水市役所に対して、登記名義人の氏名、石原正一氏及び住所、静岡県清水市江尻東〇丁目〇番〇号を記載して、住民票の交付を依頼しました。これに対して、同市から同姓同名の別人である石原正一氏、住所、清水市東大曲町〇番〇号は昭和61年9月19日に死亡している旨記載された、昭和62年10月12日付け住民票除票が交付されてきました。このため同姓同名の別人である石原正一氏、住所、清

水市東大曲町〇番〇号の法定相続人を調査し、翌年からはこの法定相続人を調査対象として確認調査を実施したところであります。

○当山会長代理

はい、ご苦労さまでした。

次、松永和宏さん、お願いします。

○土地所有者代理人（弁護士 松永和宏）

代理人の松永です。私は東野理原 350番の代理人です。

なぜ、この釈明をしているかということについて一言触れますが、土地収用法47条この法律の規定に違反して裁決申請がなされた場合には、この申請は却下しなければならないと、このように規定されています。

したがって、この法律の規定に違反しているとしたら、却下されねばならないのです。土地収用法の40条には、この所有者の氏名、住所、これを記載しなければならないとされており、取用委員会が裁決する場合にも、この氏名、住所に基づいて裁決をするわけがあります。

したがって、これが40条に違反している場合には、裁決申請は却下されることとなります。そして、土地物件調書、これについても石原正一氏は立ち会いの機会を与えられていないわけであり、真実の所有者は記載をされていないわけであり、物件調書の作成過程に違法がある以上、当然その面からも、法律の規定に違反するものとして却下されねばなりません。そのためにこの釈明をしているということです。島田正博さんのほうから釈明がありましたが、私としてどうしても理解できない点について、数点、釈明を求めておきたいと思います。

防衛施設局は、これは昭和61年9月19日この日に石原正一さんが死亡したと、ゆえに相続登記したのだと、このようなことをされているわけであり、ところで、真実の所有

者、いまだに生存しているこの石原さん、この方の登記がなされたのはいつなのでしょう。昭和62年3月30日に登記の受け付けがなされているんです。一体、防衛施設局はどのようなお考えでこんな死者が登記をできたのか、死んだ人が霊界から登記をできたというふうにおっしゃっておるのか、明らかにしていただきたい。

それから、私は職業は弁護士であります。登記というのは日常的にいたします。登記をする場合に、登記簿上の住所と住民票の住所が違う場合、その間の住所の移転の経過というのは、これは全部証明をしなければなりません。普通の人が相続登記をする場合には、登記簿上の住所と住民票の住所が違う場合、その間の住所の移転の経過を証明しなければ、登記は受け付けていただけません。

私どもがその登記の申請書のほうを見たところ、この住所について証する書面というのは防衛施設局のほうに還付をされたということになっておりますので、防衛施設局の手元にあるようです。一体、死んだ人が住所を転々と移転したことをどうやって証明したのでしょうか。その登記申請の際に、住所の移転の経過を証明した書類、これをぜひとも見せていただきたい、大変興味深い書類です。ぜひ見せていただきたい。さらに、通常、住民票というものを取りますと、住民登録をした日というのは住民票を見れば分かるわけです。亡くなった石原さんが、この最後の住所に住所を定めたのは昭和24年の5月30日、私どもが住民票を見ると、こういうことが分かる。今、生きていらっしゃる石原さんが今の住所に住所を定めたのは、昭和30年の7月18日です。

皆さんがとられた住民票、これを見せてください。一体、いつ住所を定めたことになっているんですか。登記簿上の住所と最後の住所、これが違うとおっしゃっているわけですから、一体、いつ住所が移転したんでしょう

か、そのことについてきっちりお答えいただきたい。

最後に、こういったことを踏まえて、当事者を取り違えたことに過失があるのかなのか、そのことに対する防衛施設局の認識をきっちり示していただきたい。当事者を取り違えたことに過失がある場合には、これは裁決申請を却下しなければいけないということは、これは建設省自身がこれまで重ねて表明してきた、学説でも当然のこととされていることであります。

皆さん、これだけのことをやって、過失があったんですか、なかったんですか。きっちりお答えください。以上です。

○当山会長代理

施設局、釈明できる部分はやっていただけますか。これは事前に書面出されていませんよね、松永さん。ちょっと手元にないものですから。

○土地所有者代理人（弁護士 松永和宏）

当然、関連するということですね。今までの調査事項があれば、この釈明事項に答えるための調査をされていれば、当然、答えられることだと思います。

（注：この後、当山会長代理と土地所有者代理人・松永和宏弁護士との間で、質問の内容を整理するやりとり。略）

○当山会長代理

はい、それでは防衛施設局、よろしくお願います。

○起業者（那覇防衛施設局施設部長 坂本憲一）

ただいまのご質問につきましては、取用委員会のほうに、疎明書及び補正の関連について資料を出しておりますので、その関連を一括してお答えしたいと思います。

まず、対象土地、所有者名等でございます

が、対象土地につきまして、嘉手納飛行場内に所在する、中頭郡嘉手納町東野理原 350の土地でございます。

実測面積590.20平方メートル、共有者数1121名であります。裁決申請書等記載の土地所有者につきましては、静岡県清水市東大曲町〇番〇号、石原正一氏登記人名義、持分1044分の1であります。登記名義人、石原正一氏が死亡したと受け止め、同姓同名の別人の相続人を手続対象者としていた事情等について、ご説明します。

土地所有者の確認調査につきましては、昭和57年9月、嘉手納飛行場の一部土地、昭和57年5月から昭和62年5月までの間は駐留軍用地特措法に基づき、貴取用委員会の裁決を得て使用権原を取得済みでございます。これにつきまして、いわゆる一坪共有地主の約820名の共有登記がなされました。このため、当局は土地登記簿記載のこれら土地所有者につきまして、所有権の移動、住所の移転等を把握するため、土地登記簿謄本、住民票、戸籍簿等の交付を受けるなどして、継続して確認調査を行ってきました。

登記簿名義人、石原正一氏についての確認調査につきましては、昭和61年7月1日売買を原因として、昭和62年3月30日付けで共有登記がなされました。なお、昭和62年2月24日裁決分について、昭和60年11月14日に裁決手続開始登記がなされていたため、同氏は同裁決の名宛人とはなりませんでした。

そこで、土地登記簿記載の所在地である清水市役所に、登記名義人の氏名、石原正一氏及び住所、清水市江尻東〇丁目〇番〇号を記載して、住民票の交付を依頼しました。これに対し、同市から、同姓同名の別人である石原正一氏、住所、清水市東大曲町〇番〇号は、昭和61年9月19日に死亡している旨記載された昭和62年10月12日付け住民票除票が交付されてきました。

このため、石原正一氏、住所、清水市東大

曲町〇番〇号の戸籍謄本等の交付を受け法定相続人を調査し、翌年からはこの法定相続人を調査対象として住民票の交付を受けるなど、確認調査を実施し、今回の駐留軍用地特措法の手続きをとってきたところであります。

登記名義人が死亡していたものと受け止め、同姓同名の別人の相続人を対象として手続きを進めてきた理由について申しあげますと、住民基本台帳法第3条において、市町村長は常に住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるよう努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされており、また、これまでの住民票等の取り付け業務において、誤った住民票等が送付されたことがなかったため、真の所有者と同姓同名の住民票の交付に誤りがあるとは考えなかったこと。

昭和62年2月24日裁決分に係る手続きにおいて、一坪共有地主1979名のうち、405名について、住所移転、住民表示変更等土地登記簿記載の内容と何らかの変動があったことから、交付依頼した住所と交付を受けた住民票除票の住所が異なるものの、その住所は登記簿記載の土地所有者、石原正一氏の死亡時の最後の住所であると判断したこと。

その後、契約説得に当たった当局職員に対し、死亡した石原正一氏の法定相続人から、権利者であると信じるに足る「亡くなった主人の意思のようであるので、今回は法定相続人である私どもとしては契約を拒否します」旨の返答があったこと。

また、真の権利者である石原正一氏は、裁決申請がなされた旨、隠れた権利者を含む関係権利者に周知し、意見書提出の機会を与える趣旨を有する裁決申請書等の公告・縦覧の機会があったにもかかわらず、土地所有者である旨の申し立てがなかったことなどがございます。

補正についての考え方についてご説明します。

本件土地が所在する嘉手納飛行場は、昭和47年5月15日、沖縄の施政権がわが国に返還されるに当たり、地位協定第2条第1項の施設及び区域として閣議決定のうえ、駐留軍に提供されたものであり、本件土地は同飛行場の着陸帯敷地として使用され、本施設全体と有機的に一体として機能しており、平成9年5月15日以降も継続して提供する必要があるため、平成7年3月以来駐留軍用地特措法に基づく使用権原取得の手続きを進めてきたところであります。

共有地である本件土地の所有者であることが今般判明した石原正一氏、住所、清水市江尻東〇丁目〇番〇号、持分1044分の1につきましては、現在行われている貴収用委員会の審理に参加させることにより適正な補償を確保し、その権利保護を図る必要があると考えております。

なお、収用委員会の審理中に、権利者の取り違いが判明した場合には、収用委員会において真の権利者を確定され、これを対象に審理を継続して裁決すべきであると考えている理由は次のとおりでございます。裁決申請がなされている旨を権利者に周知し、意見書提出の機会を与える趣旨を有する裁決申請等の広告・縦覧が、使用する土地について適正に行われている以上、真の権利者をはじめとする関係権利者には、収用委員会に対する意見書提出の機会は与えられており、その権利保護に欠けることはないこと。また、収用委員会の審理中に新たに判明した真の権利者につきましては使用による損失について適正な補償を行うため、審理に参加する機会を与えることにより、その権利保護が図られること。

前述により、真の権利者等の権利保護が図られる以上、今般のような権利者の取り違えは、申請を却下しなければならぬほどの瑕疵とは言えないと考えられること。以上か

ら、今般判明した真の土地所有者に対し、使用による損失について適正な補償を行うことにより、その権利保護を図るため、裁決申請書等関係書類を補正したいと考えている次第でございます。

○当山会長代理

では、三宅俊司さん、お願いします。

○土地所有者代理人（弁護士 三宅俊司）

法律上の見解につきましては、こちらもちょうとした文書で、今ここで口頭で話をされた以上のもを出していきますので、ぜひ収用委員会のほうで十分ご検討をお願いしたいと思います。

概略的には、先ほど松永弁護士がいったようなものがこちらの柱になりますけれども、私のほうで釈明をしたい、それから事実関係を明らかにしたいというのは、いかに今の理由説明が嘘であるかということをはっきりしておきたいと思っております。

まず、（注：施設局側は）真実の所有者の石原正一さんのところに、3月12日の午前6時に行きました。前回の調査（注：公開審理）では、自分たちはまだ調査をしていないので分からないと言っています。ところが、石原さんの前では、石原さんは施設局の課長との話を全部テープに録音しました。そこでは、「私どものほうは土地の登記簿謄本を取りまして、一応確認はさせていただいていますので、その中に石原正一さんの名義が一応ありますので、それで昨日確かに石原さんの土地であるということがちょっと判明したものですから、それに対して、そのお詫びにお伺いさせていただいたということで」ということです。

前回、ここで調査をしていてまだ権利者が分からないと言っている段階で、既に施設局は、石原正一氏本人のところへ行ってお詫びをし、権利者であったということを認めてい

ます。この公開審理で、偽証罪の拘束はないけれども、ちゃんとした本当のことを言ってください。嘘を言わないでください。

それから、石原正一さんに対して何と言っているのか、ちょっとテープを聞いてください。強制使用の問題は一言も言っていません。

「私どものほうは、土地の登記簿謄本等取りまして、確認はさせていただいていますので、その中に石原正一さんの名義で一応ありますので、それが昨日、確かに石原さんの土地があるということが判明したものですから、これまで手続きが取れなかったといいますが、取らなかったものですから、それに対して、お詫びにお伺いさせていただいたということで、今後につきましては、判明いたしましたので、いろんな手続きを取らせていただくということでよろしくお願ひしたいということで、今日ちょっと朝早くから申しわけなかったんですがご挨拶にお伺いさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

ご承知だと思いますが、ことしの5月の14日で、20年前に契約、石原さん名義じゃなかったかも分かりませんが、当初契約させていただいて、それから、20年ということで、その期間が今年の5月の14日ということになりました、改めて契約をお願いするということなんですが、できればぜひ契約していただければ、われわれとしてはありがたいということなんですが」

お聞きになりましたように、施設局課長が言っているのは、強制使用手続きをあなたに対してしていなかったからというお詫びではなくて、今年5月14日で、あなたでない別の人が20年間の賃貸借契約を結んでいたものが、契約満了になる。5月14日ということで、それ以後も改めて契約をお願いしますということをお願ひするところへ来て言っているんです。

こんなだまし方を、おそらく私たち一坪に対してこういうことをやっているわけですか

ら、反戦地主の人たちにはもっと大変な嘘について契約をさせているんだと思います。こういった事態について、施設局はどう考えますか。こういう嘘をついてまで当事者に会いに行くんですか。

それから、もう1点、石原〇〇さん、亡くなられた遺族の方、この人に対して確認をとったところ、夫の意思を継ぐからと言ったので、権利書など確認したというふうに言いました。これもまっ赤な嘘です。私たちは石原〇〇さんにも、今回の事件で大変ご迷惑をかけたことをお詫びをし、事実関係の確認を取りました。そこでこういうことを言っていました。朝9時から3人の人がきた。内容証明が来ているけれども、これはどういうことなんですかと言ったらいや、おたくのご主人が一坪反戦地主で、土地をいったん持っていたものなんですけれども、5月15日で期限が切れるので、どうお考えになりますかというふうに聞かれた。本人は、夫から（10年前に亡くなられた方ですから）沖縄の土地があるということも全く知らなかった。聞かされていないんです。で、自分たちは全く分からない私は持っていることも分からなかった。今ここで初めて知ったので、考えはちょっと分からないと言った。施設局の3人の職員がじゃあまた1ヵ月後、外をまわってから1ヵ月後に来ますので、それまでに考えをまとめてくださいねと言って帰っていった。1ヵ月後に施設局の職員はだれも来ませんでした。そのために今回の事情になっているんです。だれが夫の意思を継ぐと言ったんですか。その報告をした職員を前に出してください。

1度だけ、しかも1ヵ月後にまた来ますよと言って、全く来ない。とうとうお見えにならなかったんですと言っています。あなた方は防衛施設局の中でどういう調査をしているのですか。嘘の証明を付けて登記をした。今回はまた嘘の報告書を作って、この公開審理、使用裁決を乗り切ろうとしているんですか。

それから、清水市について、同じように私たちは調査しました。清水市の課長さんは非常に親切に対応してくれました。

1つは、10年前の申請ということで、一番最初に申請したものについては分からない。それについて、施設局は公用ではなくて自費で出したというふうな依頼をしたというように清水市に言っているんじゃないですか。公用で一番最初10年前の住民票を取ったのではなくて、私費で依頼をしたというふうに言っているんじゃないですか。これについて、課長は、依頼したんだぞということだったものですから、うんと言わざるを得ないというふうに答えています。

それから、この件については申請書の保管期間が既に経過しているの、事実関係については調査ができないと言っています。清水市では調査ができないと言っています。調査ができないことをいいことに、あなたたちは嘘をついたらだめですよ。それから、10年前の請求については、ほとんど時間の問題があってどちらの請求をしたのか分からないというんです。それから、その後の請求については、あなたたちが今言っているように、亡くなられた方の住民票を請求し、亡くなられた方の住民票を送ったのであって、自分たちは請求どおりのものを出しているのだから全く問題はないと言っています。

それから、清水市の住民票の管理はコンピューター化しているそうです。コンピューター化しているときに石原正一の名前を出して、わざわざ別の住所の石原正一の住所を出してきますか。亡くなられた方の住所をコンピューターが当然出してきますか。普通、コンピューターの操作をしコンピューターでやっていけば、石原正一という名前を基準にして整理している筈ですよ。あなたが住民票を台帳でどうのこうのと言っていますけれども、これは、そんなページをめくって住民票を調べるようなことをやっているわけではな

いんですよ。コンピューターで出しているんですよ。あなたたちの言うことは全く嘘じゃないですか。だから、先ほど松永弁護士が言われているように、これまでの経過についての書類をすべてちゃんと出していただきたい。私たちに直接出せないというのであれば、収用委員会に対して付属文書も含めて、ぜひ出していただきたいと思います。

それから、先ほどあなたたちは、補正で足りるというようなことを言っていますけれども、皆さん方は、既にこの事実については、却下されるということの当然の前提として、法改正をしているじゃないですか。私たちは、きのう一坪反戦地主会の代表を通じて、法改正の法案を入手しました。これによりますと、裁決申請等について却下の裁決があったとき、前条の起用により適用される土地収用法第130条2項に規定する期日の末日ということで、使用裁決の却下があったときの手続きが挙げられています。しかもその中に、括弧内で「当該裁決について防衛施設局長から審査請求があったときは、当該審査請求に対して、却下または棄却の決定があった日まで継続して使用できる」ということです。

つまり、この裁決申請で収用委員会の裁決で却下の決定が出る、そうすると、防衛施設局は、建設大臣に対して審査請求をやっている、それで決定を取り消して、またもとに戻していく、こういう手続きをわざわざ改正案の中に括弧書きで入れているんですね。私たち一坪反戦地主会は、裁決の決定が出たことに対して、審査請求を建設大臣にやってきました。5年たっても何も1つも進んでいません。実際に意見陳述が出された件はほとんどありません。

地主側がこの制度をつくれれば、5年間放置されていく。ところが、自分たちはさっさとこういう法律をつくって、却下決定が出されても国に泣きついていく、建設大臣に泣きついていってこの決定を取り消してもらって、

また、裁決申請をして裁決手続きに乗せ替えていく、それまでずっと自分たちが使えるような方法を今回とっているわけですね。

そうだったら、ここで私たちが一生懸命これについて過失があるのかなのか、何のためにやっているんでしょうか。何をやろうと。

この土地を継続して使用するための法律を作り、しかも、石原さんのこの土地がパンクになることを予測して、わざわざ括弧書きでこういうふうなことまで入れて改正をしようとしている。

こういう状況の中であなたたちは、先ほど、亡くなられた石原さんの問題もありましたけれども、私たちはお詫びをしました。皆さん方は、石原さんのところにお詫びに行きますか。あなたたちは、国民を適当に利用しても、全く反省の色がない。皆さんは、一坪は特定の思想を持っているからどうのこうの言いますけれども、皆さんの頭の中には国民の顔なんかありません。

ぜひ、この事件については、これまで2人の方が釈明しましたけれども、実際に、あなた方が補正で足りるんだってという資料をすべて収用委員会に出していただきたい。そして、地主側にも出していただきたい。それを最後にお願ひしたいと思います。

○当山会長代理

はい、ご苦労さま。今のは一応意見として聞いてよろしいですね。収用委員会としても、非常に興味深く聞いておりますので双方から資料を徴収して、最終的には判断したいと思います。

(注：この後、前回の残りとなっていた求釈明事項について土地所有者の発言を促し、進行していく。以下、略)

1997年4月25日

自治研かながわ月報第58号 (1997年4月号, 通算122号)

発行所	社団法人 神奈川県地方自治研究センター		
発行人	横山桂次	編集人	上林得郎 定価1部 500円
〒232	横浜市南区高根町1-3	神奈川県地域労働文化会館4F	
	☎045(251)9721(代表)	FAX 045(251)3199	
振替口座	労働金庫本店 1365-1195174横浜銀行市庁舎出張所 317-709629		

会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局にあります。
会費は個人会員月1,000円、賛助会員月500円のどちらかを選び、半年または1年分をそえてお申し込みください。
3. 詳細は自治研センター事務局 ☎045 (251) 9721 へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が隔月送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A5版・120～150ページ定価500円)が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。